

会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回守谷市都市計画審議会		
開催日時		令和3年4月21日（水） 開会：10時00分 閉会：11時50分		
開催場所		守谷市役所 全員協議会室		
事務局 (担当課)		都市整備部 都市計画課		
出席者	委員	腰塚会長，今泉委員，大山委員，渡辺委員，長谷川委員，寺田委員，岡田委員， 椎名委員，生田目委員，藤平委員，山下委員，清水委員，寺田委員，宇佐見委員， 佐藤委員，森川委員，越智委員 以上17名（欠席2名）		
	事務局	松丸市長 都市計画課：古谷部長，石塚次長，出野課長補佐，成島係長，古澤係長， 仲島主事，飯坂主事，藤枝主事，畑江主事 以上10名		
公開・非公開 の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開 会 2 市長挨拶 3 委嘱状交付 4 議 事 (1) 会長の選出について (2) 職務代理者の指名について 5 協議事項 (1) 都市計画案（区域区分・用途地域・地区計画・区域マスタープランの変更）の縦覧について (2) その他 6 その他 7 閉 会		
確定年月日		会議録署名		
令和3年5月7日		今泉 暢智		
令和3年5月11日		大山 哲		

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委嘱状の交付

◎会議録への発言者氏名の記載について

- ・委員から「異議なし」との声があり，承認。

◎議事録署名人2名の指名について

- ・今泉委員及び大山委員に決定。

4 協議事項

(1) 会長の選出について

- ・委員から腰塚委員を推薦する声があり，腰塚委員に決定。

腰塚会長：都市計画審議会は都市計画を決定するための法的に必要な位置付けであるが，議論する上では法的な手順を先に考えるのではなく，まずは，守谷市をどのようにしたいのか考えるようお願いしたい。その上で，現在の法体系における必要な手法を考えること。また，法的にできないこともある。その点は御理解いただきたい。この審議会が，法的な手続きを進める一方，守谷市の将来をどうしていくのか話す良い機会になればと考えている。

(2) 職務代理者の指名について

- ・腰塚会長から村上委員の指名あり。

(※審議会後に事務局から村上委員へ意向を確認し，村上委員に決定。)

5 協議事項

(1) 都市計画案（区域区分・用途地域・地区計画・区域マスタープランの変更）の縦覧について

①緑地区の変更について

- ・市街化区域と市街化調整区域の区域区分を変更する。茨城県，都市計画決定の案件。
- ・区域区分の変更と合わせ用途地域を変更する。また，緑地区計画の一部を変更する。守谷市，都市計画決定の案件。

森川委員：さくの高さ制限を2mに変更しているが，現状はどうなっているのか。変更すると全て2mにしなければならないのか。

事務局：現状は1.5m以下であり，それに合わせて整備されている。変更後は2m以下となり，防犯上高くしたいということであれば，2mまでかさくを高くする事ができる。これは，変更しなければならないというのではなく，上限を高くするものである。

また、補足だが、地区計画の案を作成する前に、緑の工業団地の皆様には、変更を希望する点についてお話を伺っている。

越智委員：資料 2-1 中、地区施設整備の方針において『10m, 8m, 6m, 4m の道路を計画し、それぞれ整備する』という表現を『10m, 8m, 6m, 4m の道路を配置している』という、現在進行や状態を表す表現に変更したのはなぜか。

事務局：これは、道路を整備した事を意味するのではなく、4種類の道路を実際の土地利用や交通の利便性を考慮して、計画的に配置するという趣旨である。地区施設整備の方針としての意向を示すために、より適切な表現にした。

越智委員：それであれば『10m, 8m, 6m, 4m の道路を配置する』で良いのではないか。もしくは、次の公園に関する記載も『整備している』として、統一するべきだと考える。

腰塚会長：細かいニュアンスのことは、もう一度検討してみてほしい。これを踏まえて変更したとしても、再度、都市計画審議会に諮らなくて良い。

②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて

- ・区域マスタープランは概ね5年毎に見直しを実施しており、今回が第8回目の見直しとなる。茨城県、都市計画決定の案件。

森川委員：市との協議は済んでいるのか？

事務局：茨城県と市の調整は済んでいる。区域マスは大きく捉えるものであり、それを加味しながら調整を行った。

腰塚会長：少し話は逸れるが、区域の設定が現状に合っていないように思う。TXも通り、人の動きなども変わった。区域を取手と分けるなどの見直しを行うよう、市からも働きかけてほしい。

事務局：TXができ、全体的な構想も変わっている。総合計画でもそのことが反映されていることから、区域マスについても今後県と調整させてもらう。

越智委員：今回の審議会が区域マスタープランに関する諮問・答申の機会となるのか。

事務局：諮問の場は、6月中旬を予定している。縦覧後に、市民からの意見に対する回答も踏まえて、諮問・答申を行う。

越智委員：常磐線メトロフロントゾーンやTXつくばスタイルゾーンは、内容が守谷市に合っていない。県の総合計画に入っていることだから仕方がないと思うが、1点譲れない箇所がある。『持続可能で活力ある低炭素型社会実現のため』となっているものを『コンパクト+ネットワークを推進するため』と変更しているが、コンパクト+ネットワークというのは、低炭素型社会の実現のための手段でしかないと考える。そのため、『持続可能で活力ある低炭素型社会実現のため』はいかした

上で、『交通環境の充実や歩きたくなるまちなかの創出などによりコンパクト+ネットワークの推進を図る』などと変更すべきだと考える。低炭素型社会実現のため、は削るべきではない。

事務局：その点については、事前に確認をしている。今回、削ったわけではなく、全体の方針があって、大きく捉えたと聞いている。いずれにしても、低炭素型社会の実現というのは重要な事だと認識しており、市では、低炭素まちづくり計画も作成している。記載が変わったからと言って、軽視しているということではないので御了承いただきたい。

越智委員：『持続可能で活力ある低炭素型社会実現のため』という文言が他で出ていれば良いが出ていない。コンパクト+ネットワークは手段であり、それを目的とするのはおかしい。

森川委員：守谷市総合計画との関係はどうなっているのか。この進捗は総合計画に関係するのか。

事務局：守谷市総合計画は全体的なまちづくりに関する計画であり、都市計画に限ったことではない。また、総合計画を作成する上では、守谷市としての考えが最も重要となる。そのため、区域マスの進捗に左右されることはない。守谷市総合計画の上位計画として整合性を取るのには、茨城県総合計画である。

椎名委員：教育に携わる立場から『路線バスを補完するコミュニティバスなどの公共交通機関との効率的な機能分担を進めるなど、総合的な交通体系の構築を推進する。』と記載があるが、現状、モコバスは減便されており通学などに使用できないことから、大きな矛盾であると考え。通学や高齢者の買い物、病院等、便利に使用できるよう、この文言を踏まえ市で施策を考えて欲しい。

事務局：公共交通活性化協議会でも同じような議論をしている。乗降客の精査や市民の方からの意見を聴取しながら、よりよい公共交通となるよう常に改善の意識を持って見直していく。今後も御意見をいただきたい。

(2) その他（都市計画に関する守谷市で予定している事業等）

- ・（仮称）新守谷駅周辺土地区画整理事業
- ・都市高速鉄道の変更
- ・守谷駅周辺の土地利用検討
- ・守谷サービスエリアSIC周辺開発

森川委員：守谷サービスエリア SIC 周辺開発など、良い話が多いが、いつも欠点が見えてこない。サービスエリア周辺は、守谷市が大切にしている田園風景があるのに、開発で農業が衰退していく。これで良いのか。一方、インターチェンジを利用した商業都市は他でもやっているような街並みを作るのだろうが、それは本当に守谷市のためになるのだろうか。また、新守谷駅周辺土地区画整理事業だが、松並青葉区画整理事業

業の例で、地区の小学生は学区の黒内小に通うようになり、黒内小の人数が他より多くなっていると聞いた。新守谷駅周辺に家が建てば御所ヶ丘小まで通わせるそうだが、そういうことを想定して事前に考えるべきである。

腰塚会長：他に意見はないか。以上で本日の審議会を終了する